



栃木県公報

平成31(2019)年
3月29日(金)
号 外
第 13 号

目 次

教育委員会

- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 1
- 職員の勤務時間に関する規程の一部改正..... 7
- 栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正..... 8

教育委員会

栃木県教育委員会訓令第四号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第十九条 略</p> <p>(勤務時間の弾力的な割振り)</p> <p>第十九条の二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第三条第三項の規定による申告は、申告・割振り簿(別記様式第十四号の二)を所属長に提出することにより行うものとし、同項の規定による勤務時間の割振りは、申告・割振り簿(別記様式第十四号の二)により行うものとする。この場合において、当該勤務時間の割振りは、単位期間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)第一条の三に規定する単位期間をいう。以下同じ。)が始まる日の前日から起算して一週間前までに行うものとする。</p> <p>2 職員は、前項の申告を行う場合には、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第三項各号のいずれかに該当する状況について記載した状況届(別記様式第十四号の三)を所属長に提出しなければならない。</p> <p>3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第一条の八第一項の規定による届出は、状況変更届</p>	<p>第十九条 略</p>

(別記様式第十四号の四)を所属長に提出する)とにより行うものとする。

4 総合庶務事務システム(職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を利用することができる所属の職員(以下「システム利用所属職員」という。)に対する第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「申告・割振り簿(別記様式第十四号の二)を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該申告に係る事項を入力する」と、「申告・割振り簿(別記様式第十四号の二)に」とあるのは「総合庶務事務システムに」と、第二項中「職員は」とあるのは「システム利用所属職員は」と、「場合には」とあるのは「場合には、総合庶務事務システムにより」と、「記載した状況届(別記様式第十四号の三)を所属長に提出しなければ」とあるのは「入力しなければ」と、第三項中「状況変更届(別記様式第十四号の四)を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該届出に係る事項を入力する」とする。

(週休日の振替等)

第二十条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例 第五条の規定による週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更は、週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿(別記様式第十五号)により行うものとする。

2 システム利用所属職員

に対する前項の規定の適用については、同項中「週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿(別記様式第十五号)」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

(休憩時間の変更)

第二十条之二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

第四条第一項の規定による休憩時間の変更の申出は、その変更しようとする日の十日前までに、休憩時間変更願(別記様式第十五号の二)を所属長に提出することにより行うものとする。

2 略

(勤務状況報告)

第三十八条 所属長(総合庶務事務システムを使用することができる所属の所属長を除く。)は、毎

(週休日の振替等)

第二十条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例(平成七年栃木県条例第一号)第五条の規定による週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更は、週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿(別記様式第十五号)により行うものとする。

2 総合庶務事務システム(職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を利用することができる所属の職員(以下「システム利用所属職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「週休日の振替及び勤務時間の割振り変更簿(別記様式第十五号)」とあるのは、「総合庶務事務システム」とする。

(休憩時間の変更)

第二十条之二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年栃木県人事委員会規則第二号)

第四条第一項の規定による休憩時間の変更の申出は、その変更しようとする日の十日前までに、休憩時間変更願(別記様式第十五号の二)を所属長に提出することにより行うものとする。

2 略

(勤務状況報告)

第三十八条 所属長 は、毎

年四月十五日までにその前年度の職員の勤務状況
について勤務状況報告書（別記様式第二十九号）
を作成し、総務課長に提出しなければならない。

2 略

年四月十五日までにその前年度の職員の勤務状況
について勤務状況報告書（別記様式第二十九号）
を作成し、総務課長に提出しなければならない。

2 略

別記様式第十四号の次に次の三様式を加える。

別記様式第14号の2 (第19条の2 関係)

申告・割振り簿

所属名	職氏名
-----	-----

(単位期間 週間)

年月日	申告及び勤務時間の割振り			勤務時間の割振り後の変更の申告及び勤務時間の割振り						備 考
	申告年月日 年 月 日	本人印		勤務時間の割振り後の変更の申告及び勤務時間の割振り						
	割振り年月日 年 月 日	所属長印		始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告又は割振り 年 月 日	本人印	所属長印	
	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告又は割振り 年 月 日	本人印	所属長印	
	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時間 分	年 月 日			
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
小 計	時間 分									
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
小 計	時間 分									
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
小 計	時間 分									
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
	:	:	:	:	:	:	.	.		
小 計	時間 分									
合 計	時間 分									

注 「始業の時刻」欄、「終業の時刻」欄、「勤務時間数」欄及び「申告又は割振り年月日」欄のうち上欄は申告について、下欄は勤務時間の割振りについて記入すること。

別記様式第14号の3(第19条の2関係)

状 況 届

年 月 日

栃木県教育委員会 様

所属名

職氏名

印

次のとおり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る（子の養育状況
要介護者の介護状況
職員の状況）を申し出ます。

1 子の養育の状況

(1) 氏名

(職員との同居又は別居の別 同居 別居)

(続柄等：)

(2) 子の生年月日 年 月 日生 (出産予定日)

(3) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日

2 要介護者の介護の状況

(1) 氏名

(職員との同居又は別居の別 同居 別居)

(続柄等：)

(2) 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項第2号に規定する状況

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第37条第2項に規定する対象障害）

- 注 1 子の養育の状況について届け出る場合は、届出に係る子の氏名、届出者との続柄等（届出に係る子が地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者である場合にあっては、その事実）及び生年月日を証明する書類を添付すること。（写しでも可）なお、届出に係る子が届出の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の口にレ印を記入すること。
- 2 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、請求に係る子が養子の場合のみ記入すること。
- 3 要介護者の介護の状況について届け出る場合は、「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄に職員が要介護者の介護をすることとなった状況及びその介護の内容を具体的に記入すること。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。

別記様式第14号の4 (第19条の2関係)

状 況 変 更 届

年 月 日

栃木県教育委員会 様

所属名

職氏名

①

次のとおり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る（子の養育状況
要介護者の介護状況
職員の状況）について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 1 「届出の事由」欄は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りに係る状況の変更について、その内容が明らかになるように、具体的に記入すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第五号

事 務 局
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年栃木県教育委員会訓令第四百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（この規程の趣旨）</p> <p>第一条 この規程は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）の規定に基づき、教育委員会事務局の職員及び学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（この規程の趣旨）</p> <p>第一条 この規程は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和三十七年栃木県条例第三号）の規定に基づき、教育委員会事務局の職員及び学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

別表下記の職員以外の職員の項の次に次のように加える。

<p>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。）</p>	<p>単位期間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）第1条の3に規定する単位期間をいう。）ごとの期間を平均して1週間当たり38時間45分とする。</p>	<p>日曜日及び土曜日</p>	<p>月曜日から金曜日まで</p>	<p>始業及び終業の時刻に係る職員からの申告を考慮し、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の4に規定する基準に適合するよう所属長が割り振る。</p>	<p>午後0時から午後1時まで。ただし、文書館に勤務する職員にあっては、1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定めることができる。</p>
---	---	-----------------	-------------------	---	--

別表文書館に勤務する職員の項を次のように改正する。

<p>文書館に勤務する職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）</p>	<p>38時間45分</p>	<p>日曜日及び土曜日</p>	<p>月曜日から金曜日まで</p>	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に</p>	<p>1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。</p>
--------------------------------------	----------------	-----------------	-------------------	--	-------------------------------------

				割り振ることができる。
--	--	--	--	-------------

別表の注1を次のように改める。

- 1 栃木県教育委員会事務局勤務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）第20条の2第1項の規定により休憩時間を変更する場合（フレックスタイム制勤務職員に係る休憩時間を変更する場合を除く。）には、勤務時間の終業時刻を15分繰り上げるものとする。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会訓令第六号

県立学校

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校職員安全衛生管理規程（平成十年栃木県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(産業医等)</p> <p>第九条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業医等は、前項に規定する事項について、総括安全衛生管理者若しくは安全衛生管理者に対してあらかじめこれらの者の意見を求めた上で勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>5 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は、産業医等から前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）について、遅滞なく、安全衛生委員会（第十一条第一項に規定する総括安全衛生委員会又は第十四条第一項に規定する安全衛生委員会をいう。次項及び第八項において同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>6 産業医等は、安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は、産業医等が辞任したとき又は産業医等の解任があつたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を安全衛生委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(産業医等)</p> <p>第九条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 産業医等は、前項に規定する事項について、総括安全衛生管理者若しくは安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>5 略</p>

附 則

この冊子は、平成三十一年四月一日から発行する。

（学校安全誌）